

長岡市地域おこし協力隊（地域づくり活動）設置要綱

平成28年 3 月31日

告示第158号

改正 平成29年 3 月31日告示第127号

平成31年 4 月16日告示第296号

令和 2 年 3 月27日告示第109号

令和 4 年 3 月30日告示第178号

令和 5 年 3 月 1 日告示第88号

令和 7 年 3 月27日告示第122号

（趣旨）

第1条 この要綱は、長岡市地域おこし協力隊（地域づくり活動）（地域おこし協力隊推進要綱（平成21年 3 月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）で定める地域おこし協力隊をいう。以下「協力隊」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（身分等）

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2に規定する会計年度任用職員とする。

2 この要綱で定めるもののほか、隊員の任用、勤務条件、報酬その他就業に関する事項は、地方公務員法、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長岡市条例第11号）及び長岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年長岡市規則第29号）で定めるところによる。

（資格）

第3条 隊員の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次条第1項の規定による任用を受ける前において、別表に掲げる都市地域等の区域に住所を有し、かつ、当該住所に生活の本拠を置いていること。
 - (2) 次条第1項の規定による任用を受けた後において、直ちに本市（別表に掲げる都市地域等の区域の区分に応じ、同表に定める本市の居住地域による。）に住所を移し、かつ、当該住所に生活の本拠を置くことができること。
 - (3) 心身ともに正常な状態で、かつ、誠実に職務ができること。
- 2 本市以外の地方公共団体から推進要綱で定める地域おこし協力隊員として任用を受け、2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって、当該地域おこし

協力隊員を解嘱された日から１年以内に次条第１項の規定による任用を受けるものについては、前項第１号の規定は、適用しない。

（任用）

第４条 隊員は、資格を有する者の中から公募により選任し、市長が任用する。

２ 隊員の任用期間は、１年以内とする。

３ 前項の規定にかかわらず、市長は、３年を上限に再度の任用をすることができる。

（職務）

第５条 隊員の職務は、次に掲げる地域協力活動への従事とする。

- （１） 地域ブランドや地場製品の開発及びプロモーション活動
- （２） 地域行事、地域の伝統芸能等への支援活動
- （３） 都市地域との交流活動
- （４） 移住者の受入に係る支援活動
- （５） 地域の情報発信活動
- （６） 農作業支援、耕作放棄地再生その他の農林水産業への従事活動
- （７） 水源地の整備及び清掃その他の水源保全活動
- （８） 地域の道路の清掃その他の環境保全活動
- （９） 通院、買物、デジタルデバイド対策その他の地域住民の日常生活に係る支援活動
- （１０） 前各号に掲げる活動のほか、地域協力活動として市長が適当と認める活動

（報酬等）

第６条 隊員の職務に対する報酬の額は、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例別表の規定に基づき、別に定める。

２ 市長の命令により隊員が旅行した場合の旅費は、長岡市会計年度任用職員の給与等に関する条例第２８条の規定に基づくものとする。

（勤務時間）

第７条 隊員の１週間当たりの勤務時間は、３０時間以内とする。

２ 隊員の勤務時間の割振りは、別に定める。

（貸与品）

第８条 市長は、職務の遂行上必要な車両及びその他の備品を必要に応じて隊員へ貸与するものとする。

２ 隊員が退職したときは、前項に規定する貸与品を返納しなければならない。

（退職）

第9条 隊員は、第4条第3項の規定に基づき再度の任用をされる場合を除き、任用期間満了により当然に退職する。

2 市長は、隊員が第3条の資格を失ったときは、その職を解くことができる。

(身分証明書)

第10条 市長は、隊員に身分証明書を必要に応じて交付するものとする。

2 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。

3 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

4 隊員は、退職したときは、直ちに身分証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第11条 隊員の所属は、当該隊員の第5条第1項の地域協力活動（以下単に「地域協力活動」という。）の主たる活動区域における、当該隊員の主要な地域協力活動に係る事務を所管する支所の課とする。ただし、当該隊員の主たる活動区域が複数の地域又は長岡地域である場合は、当該隊員の主たる地域協力活動に係る事務を所管する本庁の課（これに相当する組織を含む。次項において同じ。）とする。

2 隊員に関する庶務は、地域振興戦略部及び当該隊員の所属する本庁の課又は支所の課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第127号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月16日告示第296号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日告示第109号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第178号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日告示第88号）

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日告示第 122 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

都市地域等の区域	本市の居住地域
三大都市圏内の市区町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）を除く。以下この表において同じ。）の条件不利区域以外の区域	全地域
三大都市圏外の市区町村の条件不利区域以外の区域	山古志、小国、和島、寺泊、栃尾及び川口地域に限る。
指定都市の条件不利区域以外の区域	全地域

備考

- 1 三大都市圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域をいう。
- 2 条件不利区域とは、次に掲げる区域をいう。
 - (1) 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条に規定する離島振興対策実施地域
 - (2) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島
 - (3) 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に規定する振興山村
 - (4) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
 - (5) 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する半島振興対策実施地域
 - (6) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項並びに第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 44 条に規定する過疎地域
 - (7) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する沖縄